

平成26年度予算

一般会計

予算総額

55億1千5百90万円

歳入歳出予算の総額は55億1千5百90万円で、前年度対比11億7百60万円の増加となっています。

一般会計予算の詳細は、別冊『平成26年度「まちの予算書」』をご覧ください。

国民健康保険特別会計

予算総額

15億5千百万円

歳入歳出予算の総額は15億5千百万円で前年度対比6千3百万円の増加となっています。

歳入では、国民健康保険税が2億4千8百9万7千円、国庫支出金が4億3千3百90万8千円、前期高齢者交付金が4億5千8百62万1千円、道支出金が8千3百32万1千円、共同事業交付金が1億8千2百2万9千円、一般会計からの繰

入金が9千7百25万9千円などとなっています。

歳出では、保険給付費に10億7千7百2千円、後期高齢者支援金に1億7千5百2万8千円、介護納付金に8千2百98万7千円、共同事業拠出金に1億9千8百51万2千円などを計上しています。

介護保険特別会計

保険事業勘定の予算総額

9億4千4百15万円

保険事業勘定では歳入歳出予算額9億4千4百15万円で前年度対比2千7百62万5千円の増加となっています。

歳入では、保険料が1億2千6百78万7千円、国庫支出金が2億5千3百66万7千円、支払基金交付金が2億6千37万3千円、道支出金が1億3千5百71万2千円、一般会計などからの繰入金が1億6千6百72万3千円などとなっています。

歳出では、総務費に1千7百12万4千円、保険給付費に8億8千7百83万3千円、地域支援事業に3千4百54万4千円などを計上しています。

サービス事業勘定では、

歳入歳出予算額1千5百36万7千円で前年度対比41万円の増加となっています。

歳入では、サービス収入が5百7万2千円、一般会計からの繰入金が1千29万4千円などとなっています。

歳出では、介護支援専門員の人件費などを計上しています。

後期高齢者医療特別会計

予算総額

1億1千3百97万5千円

歳入歳出予算の総額は1億1千3百97万5千円で前年度対比1千4百20万8千円の増加となっています。

歳入では、後期高齢者医療保険料が5千90万2千円、一般会計からの繰入金などが6千92万4千円などとなっています。

歳出では、保険料の徴収などに係る総務費に2百6万6千円、後期高齢者医療広域連合納付金に1億1千64万8千円などを計上しています。

水道事業会計

収益的収入の予算総額

2億8百75万6千円

収益的収支勘定は、収入総額2億8百75万6千円で前年度対比2千6百30万3千円の増加となっています。

主な内容は、給水収益（水道料金など）、他会計補助金などです。

企業債元金償還金などを計上しています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9千7百73万8千円は、減債積立金百万円、過年度分損益勘定留保資金9千46万2千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6百27万6千円で補てんし、事業を実施します。

病院事業会計

収益的収入の予算総額

12億1千3百3万6千円

収益的収支勘定は収入総額12億1千3百3万6千円で、前年度対比8百17万5千円の増加となっています。

収益の根幹である入院・外来収益は、1日平均入院患者数84人・外来患者数247人と推計し、入院収益を5億8千9百38万2千円、外来収益を3億7千6百46万1千円と見込んでいます。

支出は総額13億7千9百98万円で、前年度対比7千8百45万6千円の増加となっています。

医師及び看護師などの給与に8億4千3百51万3千円、医薬品、診療材料費などに1億6千8百25万3千円、施設管理業務の委託などの経費に2億8千3百79万1千円などを計上しています。

この結果、当年度の予定純損失額は、1億6千6百94万4千円の見込みで、更なる収益の増加と費用の抑制に努力していきます。なお、医業外収益の補助金は地方交付税が確定した段階で補正する予定です。

資本的収支勘定は、収入総額8百57万5千円で、前年度対比2百85万1千円の減少となります。

支出は、総額6千9百31万7千円で前年度対比5百7万7千円の減少となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6千74万2千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんし事業を実施します。

平成25年度 補正予算

一般会計（第10回）

予算総額

65億7百35万5千円に

既定の歳入歳出予算の総額に8億3千2百86万9千円を増額し、予算総額は、65億7百35万5千円になりました。補正の主な内容は、松前中学校及び学校給食センター改築事業費、町営住宅建設事業費などです。

国民健康保険特別会計（第4回）

予算総額

15億9千9百28万2千円に

既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千2百59万4千円を増額し、予算総額は15億9千9百28万2千円になりました。補正の主な内容は、歳入で国庫支出金などを減額する一方、療養給付費交付金、共同事業交付金などを増額しました。

支出では、保険給付費などを増額しました。

介護保険特別会計（第2回）

保険事業勘定の予算総額

9億3千7百50万9千円に

既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2百11万4千円を減額し、予算総額は9億3千7百50万9千円になりました。補正の主な内容は、地域支援事業費の減額などです。

また既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ11万1千円を減額し、予算総額は1千5百58万1千円になりました。補正の主な内容は、人件費を減額しました。

後期高齢者医療特別会計（第2回）

予算総額

1億2百61万2千円に

既定の歳入歳出予算の総額に2百8万8千円を増額し、予算総額は1億2百61万2千円になりました。補正の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額です。

水道事業会計（第4回）

収益的収入の予算総額

1億7千6百11万1千円に

収益的収支勘定の収入で1千8百34万4千円を減額し、総額1億7千6百11万1千円、支出では、1千2百11万4千円を減額し、総額1億7千54万3千円になりました。

また、資本的収支勘定の収入で3千百85万8千円を増額し、総額5千5百57万円、支出では、1千6百19万8千円を減額し、総額1億3千2百万7千円になりました。

病院事業会計（第3回）

収益的収入の予算総額

13億3千7百33万8千円に

収益的収支勘定の収入で3千2百56万6千円を増額し、総額13億3千7百33万8千円になり、支出では1千2百73万3千円を増額し、総額13億1千4百36万4千円になりました。

また、資本的収支勘定は年度末までの見込みにより、収入で52万5千円を減額し、

総額1千90万1千円、支出では、百29万円を減額し、総額で7千3百10万4千円になりました。

条例の制定・改正など

松前町畑作営農機械化促進事業トラクター及び作業機使用条例を廃止する条例

松前町畑作営農機械化促進事業トラクター及び作業機使用条例（昭和39年松前町条例第10号）を廃止しました。

建物改築資金貸付条例を廃止する条例

建物改築資金貸付条例（昭和46年松前町条例第6号）を廃止しました。

松前町民プール条例を廃止する条例

松前町民プール条例（昭和58年松前町条例第12号）を廃止しました。

松前町港湾管理条例等の一部を改正する条例

松前町公民館条例の一部を改正する条例

松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例

松前町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

消費税率の引上げなどに伴い、関係条例を整備し、使用料などに関する条例の一部を改正しました。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

国家公務員に対する給与改定に関する人事院の勧告を踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、均衡の原則に則り、国に準じ、平成26年4月1日において45歳に満たない職員を対象に、当該給与構造改革により平成18年度から平成

20年度の間で昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸を回復するため、条例の一部を改正しました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

昭和39年の条例制定当時は、政令に準じた規定ではなく財政行政能力に応じて各町村の実情に合わせてその基準を規定していたところですが、実態として政令と条例に隔たりがあるため、これらを解消し、さらには文言を整理するため条例の一部を改正しました。

松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土地区画整理法の改正による引用条項の改正並びに新たに「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業」を加えるため条例の一部を改正しました。

松前町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号第3次一括法）の成立に伴う改正後の社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条で、社会教育委員の委嘱の基準が、文部科学省で定める基準を参酌することとなったため、条例の一部を改正しました。

松前町手数料条例の一部を改正する条例

当該条例に記載されている「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）」は、平成14年に全部改正が行われ、法律名の変更及び該当条項などが変更となったため条例の一部を改正しました。

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

北海道市町村職員退職手

当組合規約の変更について、当該組合から組合規約の一部変更について協議があったため、変更議決をしました。

電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託について

地方自治法第252条の14第1項の規定により、電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の管理及び執行を北海道知内町に委託するため規約を定めました。

定住自立圏形成協定の締結について

函館市を中心市とする定住自立圏構想に向けた取組みを推進するため、定住自立圏の形成に関して函館市と協定を締結するものです。

公有水面埋立てについて

漁港整備による公有水面の埋立てを行うため議会の議決を求め、採決の結果、可決されました。

松前町財政調整基金の支出について

松前町財政調整基金を平成26年度において、1億円以内を支消（支出）することができるようになりました。

松前町教育施設整備基金の支消について

教育施設整備基金を平成26年度において、1億円以内を支消（支出）することができるようになりました。

議決の変更について

平成24年6月13日に議決された松前町過疎地域自立促進市町村計画の事業計画に子ども医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業などを追加しました。

松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例

当該条例で定める行政サービス等の制限措置に「地域材で建てる住宅支援事業補助金の交付」「漁船漁業支援事業補助金の交付」を加えるため、条例の一部を改正しました。